

選挙管理委員会次第

期日 令和2年12月1日(火)

午後3時から

場所 みよし市役所 301会議室

1 あいさつ

2 議題

- (1) 専決処分について(委員長報告)…………… P1～2
- (2) 選挙人名簿定時登録(令和2年12月)について…………… P3～11
 - ア 定時登録資格要件…………… P3
 - イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録)…………… P4～7
 - ウ 在外選挙人名簿登録者数…………… P8～9
 - エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示…………… P10
 - オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示…………… P11

3 その他

- 愛知県知事解職請求について…………… P12

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

氏名	確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されていないこと	②申請時に年齢満18年以上であること	③日本国民であること	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること
		(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所意見照会システム」による確認)
								管轄区域内 住定日
								登録申請 日
								総領事又 は大使

選挙人名簿定時登録（令和2年12月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（第22条）
令和2年12月1日（火）

- 2 登録要件（第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者
平成14年12月2日以前の出生者
 - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
 - ア 令和2年9月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3箇月要件）
 - イ 令和2年8月1日から令和2年11月30日までの間の転出者で3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。

- 3 抹消者（第11条及び第28条）
 - (1) 令和2年7月31日以前に転出した者（4箇月要件）
 - (2) 前回の登録時において登録のあった者で、令和2年12月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者

- 4 その他（「転出者」で表示される者（第27条））
令和2年8月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（12月定時登録）

令和2年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,636 人	23,402 人	48,038 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	24,598 人	23,314 人	47,912 人	
登録者数	370 人	310 人	680 人	
抹消者数	332 人	222 人	554 人	
転出者	272 人	189 人	461 人	
死亡者	59 人	33 人	92 人	
欠格者	1 人	0 人	1 人	
12月定時登録者数	24,636 人	23,402 人	48,038 人	
増減者数	+38 人	+88 人	+126 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,152	3,041	6,193
	北部	3,351	3,141	6,492
	南部	2,501	2,396	4,897
	西部	2,964	2,673	5,637
	天王	3,366	3,181	6,547
	三好丘	3,431	3,332	6,763
	緑丘	3,096	3,067	6,163
	黒笹	2,775	2,571	5,346
合 計		24,636	23,402	48,038
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回定時登録（令和2年9月1日）からの増減表

世代	内 訳		男			女			計			
	男	女	計	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
18歳	389	385	774	404	-15	389	386	-1	385	790	-16	774
19歳	426	397	823	404	22	426	388	9	397	792	31	823
20歳	402	408	810	389	13	402	406	2	408	795	15	810
21歳から25歳	1,919	1,664	3,583	1,932	-13	1,919	1,645	19	1,664	3,577	6	3,583
26歳から30歳	1,815	1,494	3,309	1,825	-10	1,815	1,484	10	1,494	3,309	0	3,309
31歳から35歳	1,881	1,627	3,508	1,886	-5	1,881	1,638	-11	1,627	3,524	-16	3,508
36歳から40歳	2,032	1,736	3,768	2,039	-7	2,032	1,749	-13	1,736	3,788	-20	3,768
41歳から45歳	2,136	2,031	4,167	2,153	-17	2,136	2,036	-5	2,031	4,189	-22	4,167
46歳から50歳	2,848	2,818	5,666	2,837	11	2,848	2,844	-26	2,818	5,681	-15	5,666
51歳から55歳	2,531	2,282	4,813	2,527	4	2,531	2,233	49	2,282	4,760	53	4,813
56歳から60歳	1,959	1,654	3,613	1,922	37	1,959	1,631	23	1,654	3,553	60	3,613
61歳から65歳	1,376	1,248	2,624	1,377	-1	1,376	1,255	-7	1,248	2,632	-8	2,624
66歳から70歳	1,314	1,317	2,631	1,322	-8	1,314	1,334	-17	1,317	2,656	-25	2,631
71歳から75歳	1,394	1,615	3,009	1,395	-1	1,394	1,605	10	1,615	3,000	9	3,009
76歳から80歳	1,179	1,283	2,462	1,182	-3	1,179	1,279	4	1,283	2,461	1	2,462
81歳以上	1,035	1,443	2,478	1,004	31	1,035	1,401	42	1,443	2,405	73	2,478
合 計	24,636	23,402	48,038	24,598	38	24,636	23,314	88	23,402	47,912	126	48,038

前回定時登録(令和2年9月1日)と

今回定時登録(令和2年12月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,142	+10	3,152	3,017	+24	3,041	6,159	+34	6,193
北部	3,344	+7	3,351	3,143	-2	3,141	6,487	+5	6,492
南部	2,493	+8	2,501	2,381	+15	2,396	4,874	+23	4,897
西部	2,941	+23	2,964	2,654	+19	2,673	5,595	+42	5,637
天王	3,370	-4	3,366	3,177	+4	3,181	6,547	0	6,547
三好丘	3,448	-17	3,431	3,326	+6	3,332	6,774	-11	6,763
緑丘	3,099	-3	3,096	3,065	+2	3,067	6,164	-1	6,163
黒笹	2,761	+14	2,775	2,551	+20	2,571	5,312	+34	5,346
合 計	24,598	+38	24,636	23,314	+88	23,402	47,912	+126	48,038

在外選挙人名簿登録者数

令和2年12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	45 人	19 人	64 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	46 人	21 人	67 人	
登録者数	1 人	0 人	1 人	
抹消者数	2 人	2 人	4 人	
12月定時登録者数	45 人	19 人	64 人	
増減者数	-1 人	-2 人	-3 人	

付表

(単位：人)

經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	1人	0人	1人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	1人	0人	1人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務	中華人民共和国	1人	0人	1人
	小計		15人	4人	19人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	1人	0人	1人
	小計		1人	0人	1人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	5人	0人	5人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	1人	3人
小計		16人	10人	26人	
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		6人	2人	8人
欧州	在スペイン日本国大使	スペイン	0人	1人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	3人	1人	4人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	小計		6人	3人	9人
中東	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
	小計		1人	0人	1人
合計			45人	19人	64人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、961である。

令和2年12月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$48,038人 \div 50 = 960.76 \\ \approx 961 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回（令和2年9月1日）

※ 登録者数

$$47,912人 \div 50 = 958.24 \\ \approx 959 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,013である。

令和2年12月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$48,038人 \div 3 = 16,012.66\cdots \\ \approx 16,013 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回（令和2年9月1日）

※ 登録者数

$$47,912人 \div 3 = 15,970.66\cdots \\ \approx 15,971 \text{ (小数点切り上げ)}$$

(様式第3号)



署名簿受領書

愛知県知事解職請求者署名簿

544冊

署名簿番号 第1号から第543号まで(第177-2号を含む)

欠番簿冊 ー

署名総数 2,899人

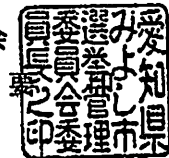
第93条の2第1項の規定により仮提出された
地方自治法施行令第116条において準用する ~~第94条第1項の規定により提出~~
た愛知県知事解職請求者署名簿を上記のとおり受領しました。

令和2年11月4日

愛知県知事解職請求代表者

高須克彌、田中孝博、石原忠正、鈴木美由紀、小野雅彦、鈴木光春、詠谷山朝教、
戸田奈津子、吉田早希、青山剛大、久恒治人、藤澤豊治、仲井達哉、中野雅司、
岡田實、河田秀夫、高木伸一、佐橋雅元、鈴木雅美、服部哲昌、犬飼英登、山下智子、
後藤美訓、天木郁子、伊藤幸男、河合正仁、園部職二、伊藤直、山田豪、原邦芳、
原田隆司、太田嘉代子、齋藤保夫、高須基雄、鶴飼幸孝、渡邊美智代、富田喜代治 様

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原



(注) 署名簿の返付は、この受領書と引き換えに行いますから、それまで大切に保管しておいてください。